

令和元年度第1回別海町公の施設に係る指定管理者選定委員会結果

施設名	野付半島ネイチャーセンター
施設所在地	別海町野付63番地3
設置年度	平成14年度
設置目的	町民に郷土の自然、歴史及び特産品に対する研修の場を与え、郷土に対する認識を高めるとともに、第一次産業の活性化及び観光振興に寄与するため設置。

指定管理者選択（内部）委員会審議結果

候補者	住所	別海町野付63番地
	名称	株式会社 別海町観光開発公社
	代表者	代表取締役 曾根興三
公募しない理由	<p>当該施設は、野付半島の雄大な自然の中に位置し、町民はもとより1年を通して多くの観光客が訪れる、観光上欠かせない施設です。</p> <p>当施設は、建設当初から株式会社別海町観光開発公社が管理を行い、専門的な知識が求められるネイチャーガイドや、研修事業を実施するなど、現在に至るまで適切に管理運営されています。</p> <p>また、同社は当該施設に加え、尾岱沼漁港コミュニティセンター及び尾岱沼ふれあいキャンプ場についても指定管理者として、管理運営に携わっており、これら3施設を効果的に連携させることから、「別海町公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例」第5条第1項の「公募によらない指定管理者の候補者の選定等」に定める「町が出資している法人」に該当するため、公募しないことが妥当と考えます。</p>	
指定期間	<p>5年間（令和2年4月1日から令和7年3月31日まで）</p> <p>当施設の業務内容は、ネイチャーガイド等のこれまで蓄積してきたノウハウが求められ、継続的且つ効果的な施設運営を行うためにも、指定期間5年間が妥当であると考えます。</p>	

選定委員会意見

候補者の適否	適当であると判断する。
指定期間	5年間が適当であると判断する。 (令和2年4月1日から令和7年3月31日まで)